

不用品売却処分（人工降雪機 8 台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。現況有姿は別添写真のとおりに。）

No. 1～8 人工降雪機（01）～（08）※8台同様	
(1) 保管場所	秋田市仁別字蛇馬目沢111（太平山スキー場オーパス）
(2) 保管条件	屋外に存置
(3) 車両の概要	
ア 型式	リンデプラス IS-2000/P
年式	平成4年式
イ 解体処分とする。	部品取り不可。故障あり。自走不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。

- (1) 契約締結後、公園課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを公園課へ提出すること。
- (2) 落札者は、人工降雪機の取扱い（解体）について公園課へ確認し、人工降雪機の搬出および解体処分の日時等について申し合わせる。
- (3) 搬出期限については、令和7年12月5日（金）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに人工降雪機を搬出すること。また、搬出に当たっては、公園課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、人工降雪機は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、人工降雪機を受け取った後、公園課へ受領書を提出すること。

3 問合せ先

秋田市建設部公園課 企画建設担当 堀井
電話 018-888-5753